

## 関西学院大学入学時貸与奨学金規程

### (目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学の新生で、経済的な理由により入学手続き時の学費納入が極めて困難な者を援助するために、関西学院大学入学時貸与奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。ただし、本奨学金の資金は、関西学院大学貸与奨学金の資金の一部をもってこれにあてる。

### (資格)

第2条 奨学金を受ける者の資格は、本大学の入学試験に合格し、入学金を完納した者のうち学費の納入が極めて困難な者とする。

### (金額)

第3条 奨学金の金額は、授業料、実験実習費及び教育充実費の合計額の2分の1に相当する額とする。ただし、万円未満は切り捨てる。

### (申請)

第4条 奨学金の申請については、大学貸与奨学金規程第7条を準用する。

### (採用)

第5条 奨学金の採用については、大学貸与奨学金規程第8条を準用する。

### (併用)

第6条 大学入学時貸与奨学生（以下「奨学生」という。）は日本学生支援機構奨学金、大学支給奨学金、ランバス支給奨学金及び緊急時貸与奨学金に出願することができる。ただし、入学年度に限り、大学支給奨学金或いはランバス支給奨学金に採用された場合、その奨学金の全額を、交付の時点で入学時貸与奨学金の返還に充当するものとする。

2 入学年度に限り、奨学生が入学時クレセント奨学金或いは高大接続奨励支給奨学金に採用された場合、その奨学金の全額を、交付の時点で入学時貸与奨学金の返還に充当するものとする。

### (異動)

第7条 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合、直ちに学生委員会委員長に届け出なければならない。

- 1 奨学金を辞退するとき。
- 2 入学を辞退又は退学するとき。
- 3 入学時初学期から休学するとき。
- 4 本人、連帯保証人及び保証人の氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったとき。

### (受給資格の喪失)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の資格を喪失する。

- 1 奨学金を辞退したとき。
- 2 入学を辞退したとき。
- 3 入学時初学期から休学したとき。
- 4 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

### (借用証書)

第9条 奨学生として採用されたときは、直ちに奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を提出しなければならない。

### (返還)

第10条 奨学生又は奨学生であった者の奨学金の返還については、大学貸与奨学金規程第12条、第13条、第14条及び第15条を準用する。ただし、奨学生が入学を辞退したときは、直ちに奨学金の全額を返還しなければならない。

### (規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

### 附 則

1 この規程は、1981年（昭和56年）10月1日から施行する。

### 略

17 この規程は、2019年（平成31年）4月1日から改正施行する。

## 中谷記念奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、中谷祐子氏（故中谷一明氏〔1944年法文学部卒業〕の令嬢）からの寄付金をもって、関西学院大学体育会及び応援団総部に所属する学生を経済的に支援し、スポーツ活動等学生活動を奨励することを目的として、中谷記念奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 奨学金は寄付金を基金とし、その果実をもってこれにあてる。

(資格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、関西学院大学体育会及び応援団総部に所属する学生であって、スポーツ活動等学生活動で優秀な成果をあげ、人物として優れた者であり、かつ経済的援助を必要とする者とする。

(年額及び交付)

第4条 奨学金額は一人30万円を上限とし、若干名を採用する。

2 奨学金の交付は一括交付とする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生生活活動支援機構（以下「機構」という。）事務部を経て学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(採用)

第7条 中谷記念奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、応募者の中から中谷記念奨学金選考委員会の推薦により、学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

(返還)

第8条 委員会が奨学生として不適当と認めたとき、奨学金の返還を求めることができる。

(所管)

第9条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は機構事務部において行う。

(細則)

第10条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、1997年（平成9年）12月1日から施行する。

略

3 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。